# 平成２８年度第１回入札監視委員会議事録

１　日　時
　平成２８年６月２３日（木）　午前１０時から午後１１時３０分まで
２　場　所
　明治安田生命ビル２階　第２会議室
３　出席者
　【委　員】
　　小倉委員長、川島委員、土田委員
　【事 務 局】
　　財　政　局　資産管理部　中鉢部長
　　　　　　　　資産管理部契約課　西之坊課長、小澤担当課長、
　　　　　　　　　　　　　　　　　濱田調整係長、今野土木契約係長、
　　　　　　　　　　　　　　　　　佐藤建築契約係長、
　【設計担当】

| | | |
|---|---|---|
| まちづくり局 | 施設整備部公共建築担当 | 木村担当課長、橘内担当係長、藤原担当係長 |
| 上下水道局 | 下水道部施設課 | 田口課長、小澤担当係長、吉岡担当係長 |
| | 下水道部中部下水道事務所 | 筒井所長、屋代課長補佐 |
| 中原区役所 | 道路公園センター整備課 | 山田課長、太尾土木整備係長 |
| 建設緑政局 | 多摩川管理事務所 | 沼田所長、高橋課長補佐 |
| | 他関係職員 | |

４　議　題　（１）入札・契約手続の運用状況等について
　　　　　　（２）平成２８年度第１回入札監視委員会後の対応
　　　　　　（３）平成２７年１０月１日から平成２８年３月３１日までの発注工事の抽出事案について
　　　　　　（４）その他
５　公開・非公開の別　公開（一部非公開となる場合あり）
６　傍聴者数　０名
７　発言の主な内容

事務局　　　**［平成２８年度第１回入札監視委員会の開催宣言］**

事務局　　　**［議題（１）について］**
　　　　　　**○「入札参加方式別発注工事総括表」（資料１）について報告**
　　　　　　　市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成２７年１０月１日から平成２８年３月３１日までに発注した工事について、契約

方法別に件数を報告
○「入札方式別発注工事一覧表」（資料２）について報告
表示内容について説明
（工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等）
○「平成２７年度指名停止等一覧（後期分抜粋)」（資料３）について報告
「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成２７年度後期に指名停止等を行った事案を報告

委員長　［事務局説明に対する質疑について］

委員　資料３の指名停止の報告の中で何件か契約締結に至らなかったとあるが、その理由などは調査しているのか。

事務局　個別に聞き取り調査を行っている。具体的には札入れの金額を誤ってしまったということがあげられる。落札決定後に内容を精査した結果、札入れした金額では請負できないとのことで契約に至らなかった。９番については落札決定後事業撤退を決定した為契約辞退となっている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

委員長　［議題（２）について］
議題（２）の「平成２７年１０月１日から平成２８年３月３１日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局　○一般競争入札の抽出事案「臨港中学校校舎増築その他工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長　［一般競争入札の抽出事案「臨港中学校校舎増築その他工事」の事務局の説明に対する質疑について］

委員　参加者は１者のみとのことだが、一般競争入札の趣旨からすると参加者が複数いることが望ましいと思われる。参加者が１者のみとなってしまった理由はあるか。参加資格が厳しかったのではないか。

事務局　地理的要件、技術的要件など特殊な条件は設定していない。結果として１者であったが、参加しなかった業者へのヒアリングは行っていないため推測となるが、発注時期が年度末になってしまい、建設業界におけ

| | |
|---|---|
| | る繁忙期であり、技術者が既に他の工事に配置され配置予定技術者が不足しているといった状況が想定され、結果として参加申込業者が１者であったと思われる。 |
| 委員 | 一般競争入札の本来の姿を実現するには入札にかける時期が重要だと思われる。だとすれば、今回発注の時期が年度末になってしまった理由はあるか。 |
| 設計担当 | 教育委員会からの受託工事であり、学校の開校年度が決まっているため、その時期からの逆算により教育委員会からの要望等、手続きにかかる日数などを含め止む無くこの時期となっている。 |
| 委員 | 市内建築Ａランクというのは具体的に何者いるのか。 |
| 事務局 | 市内に２０者ある。 |
| 委員 | その中で今回の参加要件を満たす業者数は把握しているのか。 |
| 事務局 | ２０者全てが要件を満たし参加できる。 |
| 委員 | 総合評価方式ということだが、評価点合計１６．５点に対し落札業者の点数は１１．５点となっているが数社あれば点数の比較ができるが１社だと落札者決定基準からの高低、ランクＡ業者にとっての分布というのはどうなっているのか。一定の点数未満であれば評価しないなどはないのか。 |
| 事務局 | 参加資格を満たしている者は受注できないというものではない。評価点は加点要素である。参加者が複数の場合にはその得点において落札者を決定するが、それ以上のものではない。今回は参加者が１者であったため評価点での比較とならなかった。 |
| 委員 | 極端に点数が低い場合には失格などにはならないのか。 |
| 事務局 | 受注ができないということではない。必要に応じて、入札参加資格の中に経営事項審査結果通知の点数が何点以上あること、同種工事の完工実績がある等入札参加資格は設定するが、それ以上のものは加点項目である。この工事については特殊性はないため、一般的な加点項目を設定している。<br><br>**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】** |

| | |
|---|---|
| 事務局 | ○一般競争入札の抽出事案「等々力水処理センター建設土木その３５工事」の入札条件・落札結果等について説明 |
| 委員長 | ［一般競争入札の抽出事案「等々力水処理センター建設土木その３５工事」の事務局の説明に対する質疑について］ |
| 委員 | その３５工事というのは３５回目ということで間違いないか。これまでに３４工事を行っているということか。 |
| 設計担当 | そのとおりである。等々力水処理センターは資料６５ページにあるとおり稼働が昭和５７年１１月１７日となっており、それを稼働させるための工事が土木その１工事から始まりそこから順に拡張工事を重ね土木その３５工事に至っている。 |
| 委員 | これは都度入札を行い、落札者は変わっていくということか。 |
| 設計担当 | そのとおりである。昨年度行われた土木その３４工事は市内業者である会社が代表者となる共同企業体だがそれ以前の発注は１０年以上前であるため業者名を今挙げることはできない。 |
| 委員 | 総合評価方式について、入札金額から加算点を算出するということについて説明が欲しい。 |
| 事務局 | 設定加算点の考え方については配点合計に対し、決まった点数を加算するものである。<br>総合評価点については、加算点に１００点を足し評価点とし、それを札額で割った点数となるため、入札金額が低ければ総合評価点は高くなる。 |
| 委員 | 入札金額が低くても総合評価点によって逆転することもありうるのか。僅差であっても入札金額に関わらず総合評価点によって落札が決定するのか。 |
| 事務局 | そのとおりである。総合評価点が高いほうが落札候補者となる。 |
| 委員 | 設計総括表にあるイメージアップ経費とは具体的にどういうものか。 |
| 設計担当 | 国の積算基準にもある計上であり、地域住民に迷惑を掛けることになるため近隣住民への貢献である周辺環境整備や花壇の整備、労働者の環 |

境対策、健康維持のための熱中症対策としてエアコンのある休憩室や自販機設置など工事費の一定割合が定められている。

委員　設計上、総工事費の一定割合で決められていて、実際の工事にあたっての配分は施工業者の裁量によるという理解でいいか。

事務局　そのとおりである。

委員　７９ページにある地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令適用契約とは特別な要件を指すのか。

事務局　いわゆるＷＴＯ案件であり国が批准しているため、国、県、政令指定都市が発注する一定規模以上の工事については地域要件を設定できないものである。発注当時は２０億２０００万円以上の工事がＷＴＯの対象案件であった。

委員　地域要件が定められないとのことだが、結果として落札業者はどういった共同企業体だったか。

事務局　代表者が準市内業者であり、出資割合が５５％、以下市外業者で２５％、２０％で組まれた共同企業体である。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局　**〇指名競争入札の抽出事案「武蔵中原駅周辺自転車等駐車場第４施設整備工事」の入札条件・落札結果等について説明**

委員長　**【指名競争入札の抽出事案「武蔵中原駅周辺自転車等駐車場第４施設整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]**

委員　資料１１６ページの指名理由書において、指名理由に地域に精通した施工区付近の地元企業若しくは近隣企業とあるが、実際に、落札業者は施工場所非常に近いように思われるが、近隣とする範囲は。

事務局　基本的には同一区、隣接区で指名している。今回９者を選定しているが、８者を同一区である中原区から、１者を近接区である幸区から選定している。

委員　指名競争入札で９者ともに１１６ページの指名理由書による指名で間違いないか。

事務局　　　　その通りである。

委員　　　　　指名業者選定運用基準の中で工事成績点を加味することになっているが、具体的に工事成績はどのように評価しているのか。

事務局　　　　一定金額以上の工事については工事成績をつけ業者に通知することになっている。財政局資産管理部検査課において一定基準に基づき完成検査を行っている。

委員　　　　　基準点というものはあるのか。普通に考えると不具合がなければ１００点という理解でよいか。

設計担当　　　標準点として６５点、ここ５年間の平均点は７１点である。標準点に対し加算式で採点を行っているため、不具合がなければ６０点を下回る点数はほぼつかない。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局　　　　**〇指名競争入札の抽出事案「多摩川緑地上丸子天神町地区簡易水洗トイレ基盤ほか整備工事」の入札条件・落札結果等について説明**

委員長　　　　**［指名競争入札の抽出事案「多摩川緑地上丸子天神町地区簡易水洗トイレ基盤ほか整備工事」の事務局の説明に対する質疑について］**

委員　　　　　落札率が１００％ということで本案件を抽出したが４者中３者が１００％で札入れしているということで、間違いなく積算できているということだと思うが積算基準を低くするということはできないのか。

事務局　　　　積算基準は外に出しているものなので積算基準を低くするのであれば、その低くした基準も公開するため結果としては同じになる。

委員　　　　　積算しやすかったということか。

事務局　　　　明確に積算できるものである。

委員　　　　　同額で札入れをしている中で、落札決定に至った理由は。

事務局　　　　地方自治法施行令によるくじ引きの結果である。

委員　　　　　例えば、指名選定基準にあるように過去の工事成績などで評価できないか。

事務局　　　　施行令で同額札の場合はくじ引きと決まっている。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局　　　**○随意契約の抽出事案「総合福祉センター立体駐車場外壁改修工事」の入札条件・落札結果等について説明**

委員長　　　**［随意契約の抽出事案「総合福祉センター立体駐車場外壁改修工事」の事務局の説明に対する質疑について］**

委員　　　　　アスベスト等は規制が厳しいと思うが破損したアスベストを存置させたまま工事方法をとった理由について説明されたい。

設計担当　　　撤去するには多額の費用が掛かる。外側に新たな壁を設け、防水することで、外壁の破損を防止することでアスベストの飛散を防ぎ問題なく改修できた。

委員　　　　　アスベストは問題となっているため撤去したほうが望ましい。

設計担当　　　飛散すると問題あるものであるが、現在固まっているものであるので危険性はないと判断。予算上も踏まえこういった工事となった。

委員　　　　　本件の管理は指定管理者であるが、指定管理者は随意契約を行う際にどのように関わってくるのか。
　本件の場合、壁が破損したという報告が指定管理者から市に報告があったと思われるが、工事をするか、どのように行うかなど判断をする必要があると思うが指定管理者がどのような関わり方をするのか。

事務局　　　　指定管理者との契約書は現時点で手元にないため明確なことは答えられないが、通常は所有者が市であるため、報告を受け、市が発注すると思われる。

委員　　　　　指定管理者との契約書、物損等細かいことは協定書等に記載はあると思うが、入札監視委員会は契約の適正を審議する場であるが、協定の中身を精査しないと契約にどの程度指定管理者が影響を及ぼすのか言えない。

事務局　　　　手元に契約書、協定書等がないため、後日改めて報告としたい。
　一般的には軽微な修繕は指定管理者が行い、それ以上の修繕、工事については市に報告し、協議となる。

　後日、本工事は協定に基づき川崎市と指定管理者が協議の上、川崎市が発注することとなった工事であり、随意契約の相手方は川崎市が選定したことを関係局に確認し、各委員へ報告した。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

| | |
|---|---|
| 事務局 | **○随意契約の抽出事案「江川せせらぎ水路洗浄水送水管漏水及び仕切弁故障に伴う緊急復旧工事」の入札条件・落札結果等について説明** |
| 委員長 | **［随意契約の抽出事案「江川せせらぎ水路洗浄水送水管漏水及び仕切弁故障に伴う緊急復旧工事」の事務局の説明に対する質疑について］** |
| 委員 | 随意契約理由として当該水路の送水機能の確保とあるが具体的にどういった不都合があったのか。 |
| 設計担当 | 洗浄水の送水管の機能としては、江川せせらぎ遊歩道の下に浸水対策のために雨水貯留管が埋設されている。洗浄水送水管により貯留管のごみ・砂等を清掃するための水が送られているため、清掃ができなくなることにより浸水対策に支障が出る恐れがある。また、送水管の上部には歩道があるため洗浄水の漏水により歩道が陥没する可能性がある。更には通常１時間当たり３５０ｔの水量があったせせらぎ水路が同１７０ｔに減少し、水深が浅くなったことで水棲生物に影響を及ぼす恐れがあると地域住民からの陳情があり、緊急対応しなければ市民生活に影響がでると想定された。などの理由によるものである。 |
| 委員 | 漏水報告がされたのは市民からということか。いつ頃のことか。 |
| 設計担当 | １月２０日ごろです。 |
| 委員 | 報告から１０日ほどで見積もり依頼をとったということか。 |
| 設計担当 | そのとおりである。 |
| 委員 | 豪雨などの対策ではないとのことだが、豪雨などで緊急工事が必要な場合は随意契約を行うのか。 |
| 設計担当 | 通常の下水管の損傷や溢れるなどの緊急工事は半期に分け即時対応する工事を発注している。 |
| 委員 | 合意書であるが、契約書でなくて問題ないのか。 |
| 設計担当 | 川崎市上下水道局緊急工事取扱要綱に定めている。 |
| 事務局 | 緊急性が高いことから、先に工事を行い、追って合意を取り交わしている。 |
| 委員 | 追って契約書を交わす必要があるかどうかの確認である。要綱に定まっているのであれば問題はない。 |

| | |
|---|---|
| 委員長 | 質問等無ければ、以上で審議を終了したい。<br>審議の結果、平成２８年度後期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認する。 |
| 委員長 | **［議題（４）　その他について］** |
| 事務局 | **○次回の事案の抽出委員について**<br>委員会の運営指針により、土田委員が抽出委員である旨を確認。<br><br>**○平成２８年度前期の委員会の開催日について**<br>平成２８年１１月１８日（金）に委員会を開催することを提案するも、委員の方々の都合が合わなかったため、調整の上、平成２８年１１月２１日（月）に開催することを了承された。<br><br>［閉会］ |
| 委員長 | それでは、これで平成２８年度第１回川崎市入札監視委員会を閉会する。 |